第5回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会

資料 4

令和元年6月20日

# 医師法・医療法と労働安全衛生法 の関係性について

# 医師法と労働安全衛生法の関係性

### 平成31年3月28日付け 医師の働き方改革に関する検討会報告書より

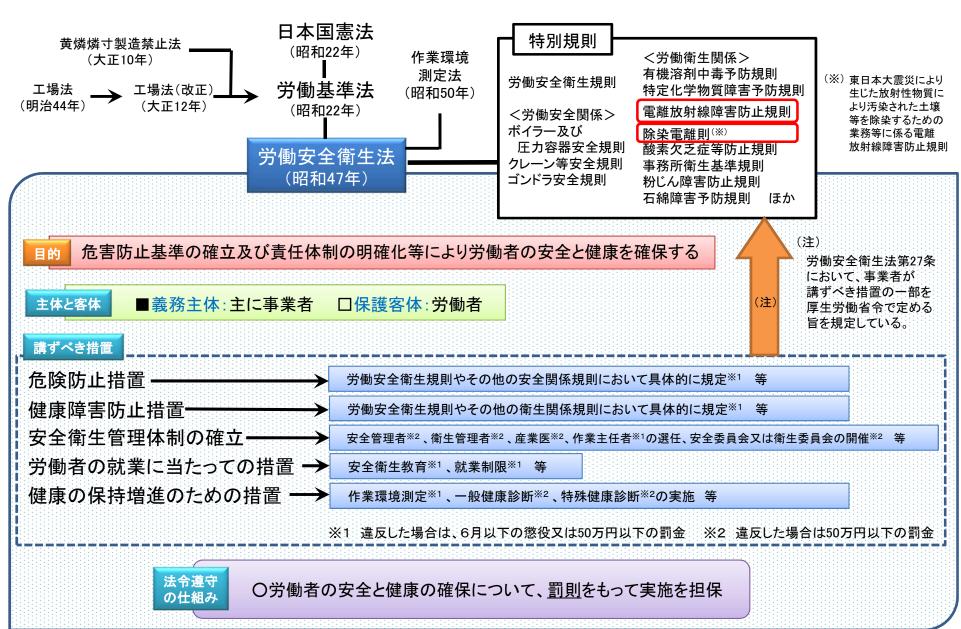
応召義務※については、医師が国に対して負担する公法上の義務であり、医師個人の民刑事上の責任や医療機関と医師の労働契約等に法的直接的な影響を及ぼすものではなく、医療機関としては、労働基準法等の関係法令を遵守した上で医師等が適切に業務遂行できるよう必要な体制・環境整備を行う必要がある。

- ※ 医師法第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んで はならない。
  - 2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があった場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

### 労働安全衛生法と医師法の関係

医師法と労働安全衛生法の関係についても、医師の働き方改革に関する検討会報告書と同様である。

# 労働安全衛生法の概要



# 定期監督等実施状況・違反状況、送検状況(保健衛生業)

- 〇 平成28年は、定期監督等実施事業場数134,617件(保健衛生業7,450件)、違反事業場数は89,972件(保健衛生業5,538件)であった。また、平成28年の労働安全衛生法違反に係る送検事案は497件(保健衛生業3件)であった。
- 〇 平成26年から平成28年に、電離放射線障害防止規則違反で書類送検となった保健衛 生業の事案はない。

			定期監督等 実施事業数	同違反 事業場数	同違反 事業場 比率 (%)	労働安全衛生法						
3						12条 (衛生管理 者)		17~19 条(安全衛 生委員会等)	20~25 条(電離則)	59•60条 (安全衛生 教育)	65条 (作業環境 測定·電離 則)	66条 (健康診断· 電離則)
平	成.	全業種計	129,881	90,151	69.4	5,541	6,099	2,923	16	1,981	4	22
26		うち保健 衛生業	7,253	5,462	75.3	792	53	386	2	18	3	17
平	成	全業種計	133,116	92,034	69.1	5,743	6,966	3,109	20	2,106	4	27
27		うち保健 衛生業	8,414	6,303	74.9	789	55	396	6	19	4	21
平	成	全業種計	134,617	89,972	66.8	5,563	6,572	2,991	15	1,982	4	20
28		うち保健 衛生業	7,450	5,538	74.3	737	55	304	4	10	1	17

送検事件状況	労働安全衛生法 計 (件)	うち保健衛生業 (件)	条文			
平成26年	628	2	18条(衛生委員会)、21条(作業方法)			
平成27年	550	0				
平成28年	497	3	20条(設備等)、18条(衛生委員会)、100条(報告等)			

# 送検事例

放射線技師に法定基準(皮膚に受ける等価線量年500ミリシーベルト)を超える被ばくをさせたとして、医療法人ほか1名を労働安全衛生法第22条(放射線による健康障害防止措置)など違反の疑いで送検した。

放射線技師は30年近く検査業務に従事しており、<u>年</u>間の被ばく線量は500ミリシーベルト超だった。

# 医療法に基づく立入検査の概要

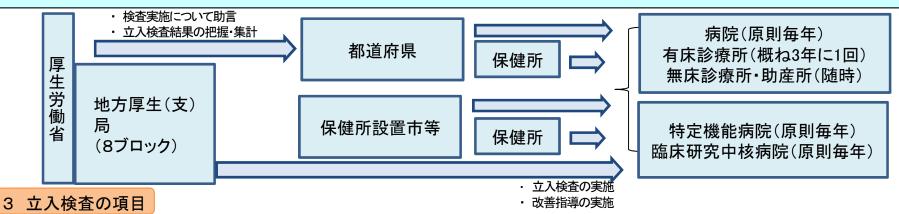
### 1 立入検査の目的

- 病院・診療所等が法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、病院・診療所等を良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとすること。
- 2 立入検査の種類と実施主体
- 〇 医療法第25条第1項による立入検査

各病院・診療所等に対し、都道府県等が実施。

- 〇 医療法第25条第3項による立入検査
- 各特定機能病院等に対し、国が実施。
- 〇 医療法第74条による立入検査

国民の健康を守るため緊急の必要がある場合、国及び都道府県等において実施。



- 〇 病院管理状況
  - ・ カルテ、処方箋等の管理、保存 ・ 届出、許可事項等法令の遵守 ・ 患者入院状況、新生児管理等 ・ 医薬品等の管理、職員の健康管理
  - ・ 安全管理の体制確保 等
- 〇 人員配置の状況
  - ・ 医師、看護婦等について標準数と現員との不足をチェック
- 〇 構造設備、清潔の状況
  - ・ 診察室、手術室、検査施設等 ・ 給水施設、給食施設等 ・ 院内感染対策、防災対策 ・ 廃棄物処理、<u>放射線管理</u>等
- (参考)医療法 第25条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療助若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療助に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
  - 3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に対し~(以下 同じ)

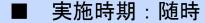
# 【労働基準監督署での対応】

## 労働基準監督署と都道府県等(保健所)の連携に関する新たな取組(案)

- 労働基準監督署で、「医療現場において年20mSv超~50mSvの被ばく労働者がいる旨の情報」を 把握した場合には、原則として労働基準監督署から都道府県等(保健所)に情報提供を行う。
- 〇 都道府県等(保健所)は、医療法に基づく立入検査等の際に、当該情報提供も踏まえ病院・診療所に指導を行い、結果等を適宜、労働基準監督署に情報提供を行う。
- 〇 労働基準監督署と都道府県等(保健所)は、医療機関で医師等が適切に業務遂行できるよう連携を図る。

### ケース

医療現場において、 <u>年50mSv超の被ばく</u> 労働者がいる旨 の情報 医療現場において、 <u>年20mSv超~</u> <u>50mSvの被ばく</u> 労働者がいる旨 の情報



### 目的

労働者の安全と健康を確保するため、監督署職員による立入調査(法90条、91条、93条及び94条)を実施。

○ 法違反が認められた場合には改善 に向けて、まずは指導を実施 ■ 実施時期:原則年1回

### 目的

【都道府県等(保健

所

での対応

医療法及び関係法令により規定された 人員及び構造設備を有し、かつ、適正 な管理を行っているか等について検査 することにより、病院を科学的で、か つ、適正な医療を行う場にふさわしい ものとするため立入検査(法25条1項) を実施。

- ○立入検査時に口頭/文書により 行政指導
- ※従来から検査基準に被ばく限度に係る項目を定めている。
- ※適宜提供された当該情報を勘案